

カードローン

平成 28 年 10 月 3 日現在

1. 商品名	カードローン
2. ご利用いただける方	当金庫の営業地域内に居住あるいは勤務（営業）し、「日本国籍を有する者」、または在留資格が「永住者」「特別永住者」である方で、以下の条件を全て満たす方 ① 年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方 ② 安定継続した収入のある方（お申込極度額 100 万円の場合） ③ 一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という）の保証が得られる方 ④ 反社会的勢力に該当しない方
3. お使いみち	自由（事業性資金にはご利用できません）
4. ご融資形式	当座貸越
5. 貸越極度額	30 万円、50 万円、100 万円 ※ パート、アルバイト、主婦等は 30 万円または 50 万円となります。
6. ご契約期間	3 年（自動更新） ※ 更新予定日時時点で満 70 歳以上の方は更新できません。
7. ご融資利率	固定金利型とし、当金庫所定の利率を適用します。 ・ ご融資利率は、当金庫の本支店窓口でお尋ねいただくか、またはホームページをご覧ください。
8. ご返済方法	■ 元金 ご契約期間内の随時返済とします。 ※ 当金庫 ATM、店頭窓口で随時返済が可能です。 ■ 利息 利息決算月（毎年 3 月と 9 月）の当金庫所定の日に貸越元金に元加します。
9. お利息の計算方法	毎日の最終残高ついて、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。
10. 保証人・担保	しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
11. 保証料	しんきん保証基金への保証料が必要となりますが、ご融資利率に含まれていますので別途お支払の必要はありません。
12. 手数料	必要ありません。 但し、カードを再発行する場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。
13. ご用意いただくもの	① 普通預金口座（総合口座）のお届け印 ② ご本人確認書類 ・ 運転免許証をお持ちの方 運転免許証 ・ 運転免許証をお持ちでない方 個人番号カード、健康保険証、パスポート、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書いずれか ※ 健康保険証をご提示の場合は、他に住民票抄本や公共料金の領収書等もご用意ください。 ③ 日本国籍以外の方は本人確認書類に加え、下記の書類をご用意ください。 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	< 苦情処理措置 > 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 < 紛争解決措置 > 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時

	<p>～17時、電話：076-261-2836)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込に際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ カードローンは、当金庫および提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。 ・ 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合があります。 ・ その他の詳細については、当金庫の本支店窓口でお尋ねください。